「令和８年 11 月 20 日からの大雪」における
受信料の免除について

令和 8 年 11 月 24 日

「令和８年 11 月 20 日からの大雪」における受信料の免除について、次のとおり実施します。

１．免除の範囲

災害救助法が適用された区域内（※）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の受信契約

２．免除の期間

令和 8 年 11 月から令和 8 年 12 月まで（２か月間）

３．免除の手続き

・受信契約をいただいている皆さまからのお届けなどにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
・免除が適用される期間の受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

（※）災害救助法が適用されている区域　　（令和 8 年 11 月 23 日現在）

福島県	耶麻郡北塩原村、耶麻郡猪苗代町